- (1) 本申請で求める「薬学的管理の要約」に係る主なポイントについて
- ① 調剤報酬の算定項目でいう薬剤服用歴管理指導に留まらず、急性または慢性期の薬物療法等に対して、一定期間継続的に関与した薬学的管理に係る症例を報告すること。申請に供される全ての要約について、地域薬学ケア専門薬剤師研修コアカリキュラムの到達目標に従い、地域薬学ケア専門薬剤師に資する者として相応しい薬学的な関与が認められることが重要なポイントになる。
- ② 薬剤師として携わった副作用管理、処方提案、医療チーム内での医師・看護師等への助言、患者への指導、セルフメディケーションの支援、公衆衛生活動(学校薬剤師としての相談応需等)など、具体的な関与を記載すること。なお、薬学的管理が希薄な症例を含めないこと。
- ③ 初回、あるいは1度限りの関与(一般的な服薬指導、および副作用の説明など)では、本申請における薬学的管理の実績として認められない。ただし、急性期の症例において、その後に来局がない場合でも、服薬期間中のフォローアップ等を実施していればその限りではない。「期間」については、研修を開始してから関わった症例^{注1}とし、終了期間については、報告をまとめた任意の日として差し支えない(慢性疾患の場合、半年間以上を目安とする)。
- ④ 地域薬学ケア専門薬剤師の症例サマリは、自ら研修施設(連携施設および基幹施設)において携わった症例であり、地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程細則(以下、細則と略記)の別表 2 の 16 種類ある領域のうち、4 領域以上(ただし、1 領域につき 5 症例以上)を必須とする。なお、病院(基幹施設)における症例は 10 症例までとする。在宅・セルフメディケーション・公衆衛生活動における症例も可とするが、それぞれ 10 症例までとする。
- ⑤ 副領域(がん)の悪性腫瘍領域の症例サマリは、自ら研修施設(連携施設および基幹施設)において携わった症例であり、がん化学療法、支持療法、緩和ケアにおける薬学的管理を実施した症例を報告すること。1 症例の中に複数の介入があることが望ましい。20 症例の中には、3 臓器・領域以上のがん種を含めたものを提出すること。ただし、「消化器、呼吸器、乳房、造血器悪性疾患の中から2 臓器・領域以上」を必須とし、且つ「それぞれ3症例以上」を含めなければならない。それ以外の臓器・領域の症例数については問わない。なお、緩和ケアのみの症例は5症例までとする。また、病院(基幹施設)における症例は10症例までとし、かつ上記④と合算して14症例までとする。
- ⑥ 上記の要件を満たすことができる症例を厳選して、要約を報告すること。
- ⑦ 症例の使用に際しては、事前に必ず責任者に相談の上、適切な許可を得ること。特に基幹施設での症例使用については、基幹施設の規定に従い必要な手続き等を経ること。
- (2) 薬学的管理の要約については、下記の点に留意して作成すること。
- ① 領域の分類番号の小さい順に (ソートして) 記載すること。
- ② 症例毎に^{注2}領域の分類番号、来局(調剤・OTC 等相談)・在宅・入院・公衆衛生の別、患者年齢 (最終指導時) および性別、管理するプロブレム、自ら薬学的管理に関与した期間および回数^{注3,4} を記載すること。なお、公衆衛生の事例等において、記載ができない項目がある場合は、空欄のまま (あるいは選択しない) でもよい。

副領域(がん)の悪性腫瘍領域の症例報告については、がん腫、入院・外来の別、患者年齢(最終指導時)および性別、治療内容(化学療法・支持療法・緩和ケアのうち、該当するものを複数選択することができるが、薬学的管理の要約に記載されている内容に限る)。自ら薬学的管理に関与し

た期間および回数注3,4を記載すること。

症例報告には、患者背景を提示し、薬学的管理の要約についてはプロブレムに基づいた内容^{注 5,6} を簡潔に記載すること。

- ③ プロブレムを明確にし、それに対する申請者自身の薬学的評価の計画から結果に至るまで、評価者が申請者の臨床能力を判断できる内容となるよう要約を明瞭に記載すること。
- ④ 薬学的管理の要約の記載について
- ・ 要約を作成する際には、MSP明朝またはMSPゴシックの11ポイントを使用すること。なお、 記入枠の拡大、縮小、文字数や行間の調整等の変更は、一切、認められない。
- ・ 医薬品の名称は、一般名、商品名のいずれを使用しても可とするが、略語については自施設内や 特定領域でのみ通用するものを避け、広く通用する略語を使用すること。
- ・ 要約の記載形式 (PAPO 形式、SOAP 形式、等) は問わないが、簡潔にまとめること。
- ・ 疑義照会の症例報告に関しては、文献(添付文書、インタビューフォーム、書籍等)により根拠 を示すこと。また、その後のフォローアップを必須とする。
- ・ セルフメディケーション (OTC 医薬品等) の相談、公衆衛生に関する事例報告についても、その 後のフォローアップを必須とする。
- ・ 副作用の症例報告については、副作用を評価し、推奨されている予防対策や対処について患者に 適切な指導(ガイドラインや指針等を参考として)をし、その後の評価をしていること。また、 定期的なフォローアップを実施し、副作用の把握に努め、医療機関にトレーシングレポート等で 情報提供を実施していること(フォローアップは必須とする)。
- ・ 支持療法の報告については、ガイドラインや指針等の観点から患者のノンアドヒアランスに対し て指導し、アドヒアランスの向上を得た等、明確な結果があること。
- ・ 継続的な経過観察に関する症例報告については、経過について半年間程度「変化がない」ことについて評価し、その根拠を入れること。経過観察期間中に、処方医に対し、トレーシングレポート等で情報提供を実施していることが望ましい。
- ⑤ 不適切な報告事例

【共通の事項】

- ・ 薬学的管理の要約の記載について、文字数が極端に少ない。基本情報に不備が多い、あるいは記載が不十分で患者背景が見えないもの。
- ・ 調剤過誤などの事例報告。
- ・ 服薬指導の内容のみ記載し、薬学的観点の記載が不十分なもの(患者の状態がわからないもの)。
- ・ 症例報告の薬学的管理の内容が、同様のパターンが多数を占めているもの(腎機能関連、疑義照 会事例が多数を占める等)。
- ・ プロブレム (問題点) に対して、その原因をどの様に考え (評価)、どのような対応をしたのか (方針・計画など) を記載していないもの。
- ・ 予測される副作用について、患者に服薬指導を実施しただけの事例(その後のフォローアップがないもの)。
- 考察の内容が経過報告のみになっているもの。

【副領域(がん)】

・ 症例自体が標準的な医療から逸脱しているものや、標準的な薬学的管理からかけ離れた内容のも の。

- がん種、合併症、投与量、レジメンや支持療法等に関する単純な確認のみの事例。
- 抗がん剤、支持療法や治療ラインの説明、副作用に対するアドバイス、もしくは副作用の経過を 記載しているのみで評価がないもの。
 - 【注1】 細則17条2に記載されている暫定認定から正規認定への移行における「連携研修開始前の症例」については、各症例数の1割までとする(地域薬学ケア専門薬剤師:5症例、地域薬学ケア専門薬剤師(がん):悪性腫瘍領域は2症例が上限)。
 - 【注2】 領域の分類については、症例報告の対象となる疾患、あるいは処方された医薬品等の領域とする。複数ある場合は主となる疾病の領域とする。
 - 【注3】 入院から外来、あるいは繰り返し入院した患者を指導した場合には、一連の治療を1症例として数えること(1患者につき1症例とし、同一症例の要約を重複して記載しないこと)。
 - 【注4】 自ら薬学的管理に関与した期間および回数とは、患者の入院期間や通院期間ではなく、申請者自身が薬学的管理指導に直接関与した期間(開始日から終了日まで)および直接指導を行った回数の合計である(自ら指導に直接関与した期間:開始年月日~終了年月日、直接関与した回数:○○回(内 フォローアップ□□回))。
 - 【注 5】 医薬品名、投与量、検査データ、投与期間等の数値情報を明記するなど、患者状態や服薬 状況が把握できるような記載が望ましい。なお、検査値には単位を記載すること。
 - 【注 6】 申請情報に欠落(記載漏れ)がある場合、その症例報告は認められず、症例不足で不認定となることがあるので注意されたい。また、誤字・脱字が散見される場合には不認定となることがある。
 - 【注7】 本要領は、正規新規認定取得時における症例の要領を定めたものである。